

議案第28号

寒川町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

寒川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月2日提出

寒川町長 木村俊雄

提案理由

行政手続における署名押印義務の見直しを図るため提案する。

寒川町条例第 号

寒川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

寒川町固定資産評価審査委員会条例(昭和60年寒川町条例第17号)の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第9条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。」を「記載しなければならない。」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

寒川町固定資産評価審査委員会条例新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p> <p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によつて審査の申出をするときは代理人)が押印しなければならない。</u></p> <p><u>5・6 (略)</u></p>	<p>～略～</p> <p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>4・5 (略)</u></p>
<p>～略～</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>6～8 (略)</p>	<p>～略～</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</u></p> <p>_____</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>6～8 (略)</p>
<p>～略～</p>	<p>～略～</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>